【終了】武富士責任追及訴訟□現在の状況について

終了いたしました。ありがとうございました。

武富士責任追及訴訟□現在の状況について

平成２４年3月２日時点

＜さいたま＞

平成２３年１０月２１日（金）□第１回口頭弁論期日

・原告の訴状が陳述され，被告らの答弁書が擬制陳述されました。
・第一次訴訟（原告２２２人、請求額合計約４．７億円）と
□第二次訴訟（原告１６人、請求額合計約０．６億円）とが併合され、一緒に審理されることとなりました。
・被告らから，東京地方裁判所への移送の申立がなされました。

平成２４年1月１３日（金）□第２回口頭弁論期日

・被告らの第１準備書面が陳述されました。
・原告ご本人の意見陳述と原告訴訟代理人の意見陳述が行われました。
□意見陳述では，武富士の貸付けの実態についての体験が語られました。
□次回（第３回口頭弁論）期日は、平成２４年３月２日（金）午後１時３０分から，
□さいたま地方裁判所１０１号法廷で開かれます。

Ｈ２４．２．２３

裁判所の移送却下決定に対して被告らから即時抗告がされたため、

３月２日（金）に予定されていた第３回口頭弁論期日が取消となりました。

新しく期日が決まりましたら改めてお知らせします。

□